



# 三重県公報

令和5年4月18日 (火)

第 405 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
267	地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者の指定	( 税 務 企 画 課 )	2
268	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	( 障 が い 福 祉 課 )	2
269	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	2
270	同件	( 同 )	2
271	同件	( 同 )	3
272	林業労働力確保支援センターの変更の届出	( 森 林 ・ 林 業 経 営 課 )	3
273	漁船損害等補償法の規定による付保義務発生	( 水 産 振 興 課 )	3
274	同件	( 同 )	4
275	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	4
276	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	( 美 術 館 )	5
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	5
	同件	( 同 )	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	6
	同件	( 同 )	6
	同件	( 同 )	7
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	土地改良事業の工事の完了	( 同 )	7
	同件	( 同 )	8
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	8
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	8
	同件	( 同 )	8
	河川整備計画を定めた旨及びその関係図書の縦覧	( 河 川 課 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	9

告 示
-----

**三重県告示第 267 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、三重県ふるさと応援寄附金に係る指定納付受託者として次のとおり指定しました。

なお、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定による指定納付受託者の指定（令和 4 年三重県告示第 248 号）は令和 5 年 3 月 31 日限り、廃止します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 委託先

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー  
株式会社メルベイ 代表取締役 CEO 山本 真人

## 2 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 268 号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定期年月日
薬局	ココカラファイン薬局 小俣店	伊勢市小俣町元町 506		薬局	令和 5 年 3 月 1 日

**三重県告示第 269 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	三重県多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21

## 3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
河村 洋憲	もみ、玄米、小麦、大豆	K242022616

**三重県告示第 270 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 18 日 第 17 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
三重北農業協同組合	代表理事組合長 生川 秀治	三重県四日市市鶴の森一丁目5番19号

## 3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
柘植 実	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2414482
大原 康嗣	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば、裸麦	K242001473
石川 優彦	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆	K2415371

## 三重県告示第 271 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 15 年 6 月 27 日 第 18 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊賀ふるさと農業協同組合	代表理事組合長 北川 俊一	三重県伊賀市平野西町 1 番 1

## 3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
前田 貴久	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022613
北寺 宏也	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022614
佐々木 宏	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022615

## 三重県告示第 272 号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条第 3 項の規定により、林業労働力確保支援センターの変更の届出がなされたので、同条第 4 項の規定により公示します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 法人の名称及び所在地

公益社団法人みえ林業総合支援機構

松阪市嬉野川北町 530 番地

## 2 変更しようとする事項

所在地

(変更前)

松阪市嬉野川北町 530 番地

(変更後)

津市白山町二本木字北和地野 3769 番 1

## 3 変更した年月日

令和 5 年 3 月 28 日

## 三重県告示第 273 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 18 日

伊勢湾加入区

**三重県告示第 274 号**

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったと認めましたので、同法第 112 条の 2 第 3 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号）第 25 条の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

鳥羽磯部加入区

**三重県告示第 275 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲオ鈴鹿西条店、セカンドストリート鈴鹿西条店  
鈴鹿市西條町 423 番地の 1

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゲオストア	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	緑川 真
株式会社セカンドストリート	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	今泉 有道

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ゲオストア	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	高井 政典
株式会社セカンドストリート	愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号	今泉 有道

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名 称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ゲオストア	午前 10 時 00 分	翌午前 1 時 00 分	—
株式会社セカンドストリート	午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分	—

(変更後)

名 称	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ゲオストア	午前 9 時 00 分	翌午前 1 時 00 分	開店時刻変更
株式会社セカンドストリート	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	開店時刻変更

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車可能時間帯	
駐車場 1	午前 9 時 30 分～翌午前 1 時 30 分
駐車場 2	午前 9 時 30 分～翌午前 1 時 30 分

(変更後)

駐車可能時間帯	
駐車場 1	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分
駐車場 2	午前 8 時 30 分～翌午前 1 時 30 分

- 3 変更年月日
  - 2(1) 令和 3 年 6 月 29 日
  - 2(2) 令和 5 年 5 月 1 日
- 4 変更理由
  - 2(1) 小売業者の代表者変更のため
  - 2(2) 営業計画の変更のため
- 5 届出の日
  - 令和 5 年 3 月 31 日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
  - 令和 5 年 4 月 18 日から同年 8 月 18 日まで
  - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 276 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立美術館の企画展図録販売に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
  - 三重県津市大谷町 11 番地
  - 公益財団法人三重県立美術館協力会
- 2 委託の期間
  - 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

嘉例川土地改良区（桑名市大字嘉例川 40 番地 2）  
 就任監事  
 桑名市大字嘉例川 8 番地の 1

多 儀 幸 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

大安町石樽南外二大字土地改良区（いなべ市大安町石樽南 505 番地）

就任監事

いなべ市大安町石博南 1724 番地 1

辻 勝 博

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

小俣町土地改良区(伊勢市小俣町本町 3 番地)

退任理事

伊勢市小俣町元町 936 番地

中 尾 稔

〃 〃 〃 811 番地

岡 村 和 行

〃 〃 相合 509 番地 1

長谷川 清

〃 〃 〃 534 番地 1

吉 村 勉

〃 〃 明野 1690 番地

橋 爪 紀 夫

〃 〃 〃 1738 番地

別 當 進

〃 〃 元町 1117 番地

渡 邊 政 之

〃 〃 〃 1085 番地

野 崎 利 幸

〃 〃 〃 1216 番地

宮 西 寿

〃 〃 〃 1460 番地

西 山 豊

〃 〃 宮前 265 番地

北 村 守 康

〃 〃 相合 1140 番地

南 喜 治

〃 〃 湯田 276 番地

林 慶 達

〃 〃 〃 552 番地

辻 経 生

〃 〃 新村 270 番地 1

山 本 一 行

退任監事

伊勢市小俣町新村 55 番地 1

谷 口 佐 富

〃 〃 明野 1233 番地

松 本 正 浩

就任理事

伊勢市小俣町元町 944 番地

楨 野 裕 孝

〃 〃 〃 881 番地

岡 村 和 行

〃 〃 相合 509 番地 1

長谷川 清

〃 〃 〃 526 番地

中 西 和 志

〃 〃 明野 1726 番地 3

橋 爪 常 貴

〃 〃 〃 1711 番地

伊 藤 誉

〃 〃 元町 1098 番地

中 井 幸 男

〃 〃 〃 1052 番地

藤 原 幸 夫

〃 〃 〃 1226 番地

西 山 隆 久

〃 〃 〃 1454 番地

倉 野 勘十朗

〃 〃 宮前 243 番地

西 村 彰

〃 〃 相合 1092 番地

中 西 正 夫

〃 〃 湯田 263 番地

林 久 幸

〃 〃 〃 620 番地

林 克 介

〃 〃 新村 270 番地 1

山 本 一 行

就任監事

伊勢市小俣町新村 55 番地 1

谷 口 佐 富

〃 〃 明野 1233 番地

松 本 正 浩

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

員弁川用水第三土地改良区（桑名市大字桑部 709 番地）

退任監事

桑名市稗田 696 番地

伊 藤 秀 郎

就任監事

桑名市増田 225 番地

中 村 浩 彦

〃 小貝須 849 番地

山 本 勝

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

菰野町土地改良区（三重郡菰野町大字菰野 2074 番地 1）

退任理事

三重郡菰野町大字吉沢 1963 番地 2

市 川 清

〃 〃 大字千草 2499 番地

相 馬 逸 雄

〃 〃 大字榊 294 番地

山 口 香

就任理事

三重郡菰野町大字吉沢 480 番地

市 川 春 夫

〃 〃 大字千草 2493 番地

伊 藤 博

〃 〃 大字榊 767 番地

多 田 一 宏

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、嘉例川土地改良区（桑名市嘉例川 40 番地の 2）の定款の変更を認可しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田 2205 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、神田土地改良区（員弁郡東員町大字山田 2617 番地）の定款の変更を認可しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁川用水第二土地改良区（員弁郡東員町大字中上 3268 番地）の定款の変更を認可しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	原池地区	令和4年1月27日

農地中間管理機構関連農地整備事業	中里地区	令和5年3月24日
------------------	------	-----------

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和5年4月18日

三重県知事 一見勝之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業	蛸塚大溜池地区	令和5年3月22日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和5年4月18日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年4月21日から同年6月20日まで
- 3 作業地域  
桑名市多度町中須

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月20日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年4月18日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
津市一志町波瀬、同市美杉町竹原、同市美杉町下之川、同市美杉町下多気、同市美杉町上多気、同市美杉町丹生俣、同市美杉町奥津、同市美杉町川上、同市美杉町三多気、同市美杉町石名原、同市美杉町杉平、松阪市柚原町、同市飯福田町、同市与原町、同市嬉野上小川町、同市嬉野小原町、同市嬉野岩倉町、同市嬉野合ヶ野町、同市嬉野矢下町、同市嬉野宮野町、同市嬉野森本町、同市嬉野滝之川町、同市嬉野釜生田町、同市嬉野井之上町、同市飯南町上仁柿、同市飯高町宮前及び同市飯高町赤桶

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月8日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和5年4月18日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
尾鷲市大字向井、同市大字南浦、同市九鬼町、同市早田町、同市三木里町、同市名柄町、同市小脇町、同市三木浦町、同市古江町、同市賀田町、同市曾根町、同市梶賀町、南牟婁郡御浜町大字阪本、同町大字上野、同町大字川瀬、同町大字栗須、同町大字片川、同町大字西原、同町大字中立、同町大字柿原、同町大字引作、同町大字阿田和、同町大字上市木、同町大字神木、同町大字志原、同郡紀宝町桐原、同町高岡、同町井田及び同町鶴殿

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により河川整備計画を定めましたので、同条第6項の規定により関係図書を次のとおり備え置いて縦覧に供します。

令和5年4月18日



三重県知事 一見勝之

- 1 河川整備計画を定めた河川名  
一級河川雲出川水系（指定区間）
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部河川課、三重県総務部情報公開課、三重県津建設事務所及び三重県松阪建設事務所

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 4 月 18 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 4 月 5 日	いなべ市員弁町西方字五軒屋 734-5 ほか 1 筆	いなべ市員弁町西方 734-3 大橋 裕之

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---